

■ ■ ■ ワーク・ライフ・バランス ■ ■ ■

● 高度経済成長期のライフスタイル（1960年代）

①労働組合（←労働組合）

②賃金（←）

③雇用

.....になれば雇用が保障されるが、会社への.....が強く求められる

◆ 帝国臓器製薬事件（最高裁 平成 11 年 9 月 17 日）

製薬会社 Y に勤務する医薬情報担当者である X は夫婦共働きであり、妻 A は同じ Y 社で働いている。Y 社では職場のマネリズムを打破するためローテーション人事を行っており、X には東京営業所から名古屋営業所への転勤を命じることにした。

ところが、妻 A の職場は川崎工場であったため、X は妻 A と 3 人の子ども（8 か月の乳児、4 歳の幼児、9 歳の児童）を置いて単身赴任しなければならなくなった。X たち一家は、この配転命令によって家族生活を営む権利が侵害されたと主張し、Y 社に対し損害賠償を請求した。

これに対し裁判所は、(1) X は入社してから 15 年間ずっと都内地域の営業を担当しており、この地区を担当する職員の中で最も担当期間の長い者であったから、X についてのみ異動対象から外すことは不公平である、(2) X らの受けた経済的・社会的・精神的.....は、転勤に伴って通常.....すべき範囲内のものである、(3) 名古屋と東京は新幹線を利用すれば約 2 時間で往来できる距離であり、子どもの養育に協力することが全く不可能とはいえない、(4) 現状において.....を優先すべきであるとする考え方が社会的に成熟しているとはいえない等として、X らの訴えを退けた。

◆ ケンウッド事件（最高裁 平成 12 年 1 月 28 日）

音響機器メーカーに勤める女性職員 X は、共働きの夫と長男（3 歳）の 3 人家族で、東京都品川区「旗の台」に住んでいる。夫の勤める会社は港区にあり、通勤所要時間は約 40 分であった。X は、保育園が開く午前 7 時 30 分に長男を預け、それから目黒区にある Y の本社に約 50 分かけて勤務していた。保育園が閉まるのは午後 6 時であるが、X の勤務終了は午後 5 時 40 分で

あって間に合わないため、昔の同僚と保母とに月1万円ずつを払って保育を依頼していた。

そんなXに対しY社は、八王子事業所への転勤を命じた。旗の台から八王子へは最短でも1時間43分かかるため、午前7時12分には最寄り駅を出発しなければならず、帰宅は早くても午後7時35分になる。Xは、八王子へ転勤することになれば通勤時間が長くなって家庭生活が破壊されてしまう、もし八王子に転居すれば夫の通勤時間が長くなるし、地域の間人間関係を失ってしまうと主張した。こうしてXは転勤命令を拒否したため、懲戒解雇されてしまった。

裁判所は、一家が八王子に _____ することで異動命令に _____ すべきであったとして、懲戒処分は有効であると結論づけた。

● 高度成長期型モデルの変容（1980年代）

1) 労働 _____ 間の _____ 縮 : _____ 解消のため

2) _____ 問題の深刻化

* 平成13年からは、脳・心臓疾患を発症した人の残業が月平均 _____ 時間を超えていけば、過重な負荷があったと考えることにした

* _____ 事件の判決により、著しい長時間労働によって _____ を発症して _____ した場合に、会社の責任が認められるようになった

3) _____ の進行

* 女性は _____ と _____ の両立が難しい

* 男性は、長時間労働のため育児に参加していない

→ 男女 _____ 社会の形成を目指すことに（1999年）

4) _____ の進行 : _____ を必要とする人が増加

● WLBの登場と実現に向けた課題

「時間外労働の限度に関する基準」では、残業は4週 _____ 時間まで

年次 _____ 給 _____ 暇（最低10日、最長20日）の取得率は約 _____ %しかない